

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第29号

答申番号：令和4年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、令和4年5月分の保護費を4万9,265円、同年6月分の保護費を6万2,794円、同年7月分の保護費を4万1,794円とする各原処分（生活保護変更処分）が違法又は不当である旨主張しているものと解される。

(1) 請求人の三男（以下「三男」という。）の稼働収入及び障害年金が収入認定され、支給された保護費から家賃、光熱費、通信費を支払うとほとんど手元に残らないため、食費や三男の被服費を十分に賄っておらず、生活が苦しいこと。

(2) 障害を有する者の世帯の実情を踏まえ、支給額について見直されるべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、保護基準及び処理基準に照らし、請求人世帯に支給すべき扶助費を適正に決定しているから、違法又は不当となる余地はない。

また、請求人の世帯には障害者加算を認定しており、当該加算は基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補填することを目的として設定されたものである。よって、請求人は単に支給される扶助費が足りないと主張しているに過ぎず、処分庁に保護基準を決定する権限はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、各原処分は、保護基準に基づき適正に算定された最低生活費から収入充当額を差し引いた額を令和4年5月分、同年6月分及び同年7月分の請求人の世帯の保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分に係る保護費は保護基準に基づき適正に算定されていることが認められ、また、障害による特別な需要については、それを補うためのものとして障害者加算が設定され、請求人世帯の保護費にも含まれているのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の

主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、請求人の世帯の居住地に係る級地は「1級地-2」と区分されている。また、障害者については、最低生活費のうち、基準生活費において配慮されない個別的な特別需要を補てんすることを目的として、障害の程度に応じて障害者加算が設定されている。

そこで本件をみると、各原処分においては、「1級地-2」の区分に従い、基準生活費11万9,360円、三男の障害者加算1万7,870円及び住宅費4万5,000円を合算した最低生活費の額18万2,230円と、各月の収入充当額との差額（令和4年5月分は4万9,265円、同年6月分は6万2,794円、同年7月分は4万1,794円）をそれぞれ請求人世帯の保護費としており、当該保護費は保護基準等に基づき適正に算定されたものと認められるから、その限りで各原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、保護費のみでは生活費を十分に賄えず生活が苦しいこと、障害を有する者の世帯の実情を踏まえ、支給額が見直されるべきであることから、各原処分が違法又は不当である旨を主張するが、上記のとおり、保護基準等に基づき適正に算定された各原処分を違法又は不当ということはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子